

## 道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします。

道路に張り出した木や竹は、自動車や歩行者の通行に支障となります。また、台風や降雪等で木や竹が倒れて、道路が通行止めになることもありますので、適切な管理をお願いします。

木や竹の倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、被害者から、木や竹の所有者が管理責任を問われることがあります。

民法第233条、第717条、道路法第43条

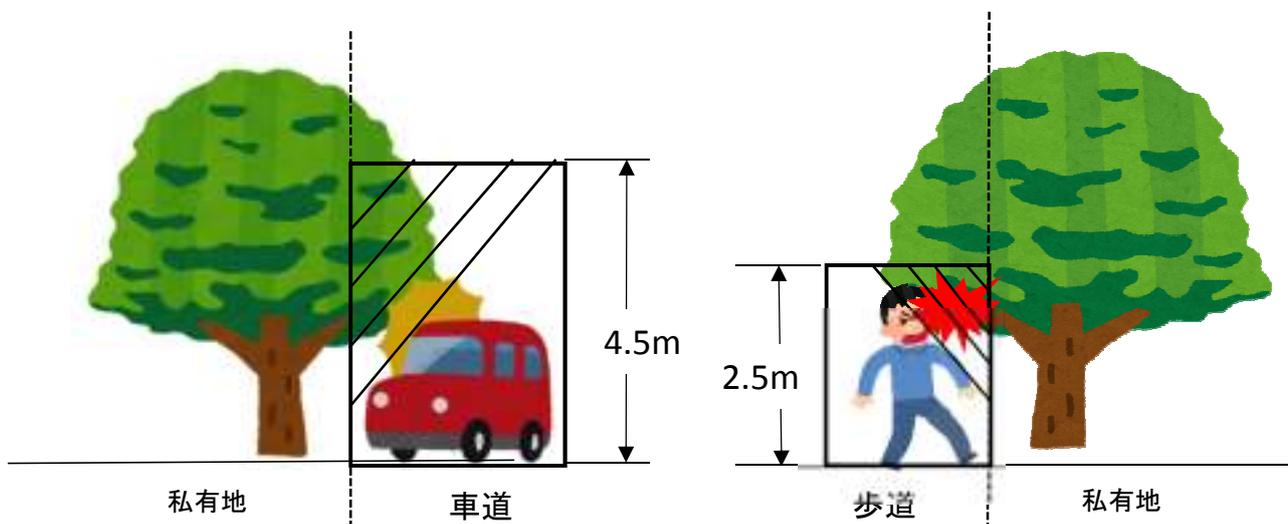
なお、緊急の場合は道路管理者が通行の支障となる木や竹を了解なく伐採、枝払い等することがありますので、ご理解ください。

民法第720条

**注意!**

作業にあたり、通行車両・自転車および歩行者の安全確保と樹木やはしご等からの転落防止等に十分ご注意ください。

電線や電話線がある箇所での作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄の関西電力(株)またはNTTに相談してください。



### 建築限界

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

問合せ先  
長浜市役所  
都市建設部 道路河川課  
TEL 0749(65)6531

### 民法

#### 第233条◆竹木の枝の切除及び根の切取り

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

#### 第717条◆土地の工作物の占有者及び所有者の責任

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、竹林の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

#### 第720条◆正当防衛及び緊急避難

他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

### 道路法

#### 第43条◆道路に関する禁止行為

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。